

IV 事業者指導・監督等

事業者指導・監督等をめぐる主な論点

- 介護サービス市場は保険料や税という公的な財源で支えられている市場である一方、多様な事業主体の参入が認められているという特性を持つ。こうした特性に鑑み、事後規制を強化する観点から、劣悪なサービスについてはこれを厳しく排除する仕組みが必要ではないか。
- 現行の事業者指定・指導監督の仕組みは他制度と比較しても不正行為に対する抑止力が小さく見直しが必要ではないか。
- 事業者の指導・監督権限は都道府県知事が有しているが、保険者の関与を強化することが必要ではないか。

事業者に対する指定等の制度の比較

- 介護保険法は、指定の更新制がない、取消履歴がある者の指定拒否の規定がないなど、他制度と比較して、不正行為に対するペナルティーや抑止力が小さい。

	指定居宅サービス事業者等 《介護保険法》	保険医療機関 《健康保険法》	産業廃棄物処理業 《廃棄物の処理及び清掃に関する法律》
資格の付与	指定	指定	許可
指定等の権限者	都道府県知事	厚生労働大臣	都道府県知事
事業者	居宅サービス事業者等	病院、診療所	産業廃棄物処理業者
指定等の欠格事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人でない（病院等が訪問看護等を行う場合は法人要件なし）。 ・ 人員の基準を満たしていない。 ・ 運営の基準に従って適正な運営をすることができないと認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険医療機関として著しく不相当と認められる。 ・ 重ねて厚生労働大臣の指導を受けた。 ・ <u>指定を取り消され5年を経過しない。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ※ <u>都道府県知事は、申請が欠格事項に該当するものは許可してはならない。</u> ・ 事業を的確・継続して行う基準に適合していない。 ・ 禁固以上の刑に処せられ5年を経過していない。 ・ <u>この法律の規定に違反し5年を経過していない。</u> ・ <u>産業廃棄物処理業等の許可を取り消され5年を経過していない。</u>（法人の場合は役員に準ずる者と同程度以上の支配力を有すると認められる者を含む。） ・ 業務に関し不正、不誠実な行為をするおそれがある相当の理由がある。 ・ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない。 等
指定等の取消の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人員の基準を満たすことができなくなった。 ・ 運営の基準に従って適正な運営をすることができなくなった。 ・ 不正請求をした。 ・ 帳簿等の提出命令違反、検査拒否、虚偽報告等。 ・ 不正の手段により指定を受けた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険医、保険医療機関の責務違反。 ・ 不正請求をした。 ・ 帳簿等の提出命令違反、検査拒否、虚偽報告。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ この法律に違反したとき。 ・ 上記の欠格事項に該当するに至ったとき。
指定等の更新期間	<u>更新制がない</u>	6年	5年

介護保険事業所及び施設の指定取消等数

○ 事業者及び事業所・施設の指定取消件数は、年々増加している。

【事業者数】

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度(12月まで)	合計
営利法人	3事業者	9事業者	30事業者	33事業者	75事業者
特定非営利活動法人	—	3事業者	3事業者	5事業者	10事業者
医療法人	3事業者	3事業者	4事業者	6事業者	16事業者
社会福祉法人	—	4事業者	5事業者	5事業者	14事業者
その他(個人5、企業組合1)	1事業者	1事業者	2事業者	2事業者	6事業者
合計	7事業者	20事業者	44事業者	51事業者	121事業者

※ 複数年度で取り消しを受けている事業者がいるため、合計において一致しない。

【事業所数】

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度(12月まで)	合計
訪問介護	3事業所	9事業所	32事業所	30事業所	74事業所
訪問入浴介護	—	1事業所	1事業所	1事業所	3事業所
訪問看護	—	—	4事業所	3事業所	7事業所
訪問リハビリ	—	—	2事業所	—	2事業所
居宅療養管理指導	—	—	3事業所	2事業所	5事業所
通所介護	—	—	9事業所	4事業所	13事業所
通所リハビリ	2事業所	2事業所	2事業所	1事業所	7事業所
短期入所生活介護	—	—	1事業所	—	1事業所
短期入所療養介護	—	—	—	1事業所	1事業所
グループホーム	—	2事業所	—	4事業所	6事業所
福祉用具貸与	—	—	5事業所	6事業所	11事業所
居宅介護支援	—	15事業所	29事業所	18事業所	62事業所
介護療養型医療施設	2施設	1施設	2施設	4施設	9施設
合計	5事業所 2施設	29事業所 1施設	88事業所 2施設	70事業所 4施設	192事業所 9施設

各法人種別における指定取消等事業所の出現率(サービス別)

○ 主体別にみると営利法人とNPOにおいて、サービス別にみると訪問介護、居宅介護支援及び介護療養型医療施設において、指定取消の出現率が高い。

【平成12年4月～平成15年12月末まで】

事業者区分	取消等事業所数出現率	(内 訳)															
		訪問介護事業	訪問入浴介護事業	訪問看護事業	訪問リハビリテーション事業	居宅療養管理指導事業	通所介護事業	通所リハビリテーション事業	短期入所生活介護事業	短期入所療養介護事業	痴呆対応型共同生活介護事業	特定施設入所者生活介護事業	福祉用具貸与事業	居宅介護支援事業	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
営利法人	0.45%	0.69%	0.22%	0.52%			0.31%				0.31%		0.22%	0.50%			
特定非営利活動法人	1.00%	0.58%	4.17%				0.40%				0.43%			2.62%			
医療法人	0.07%			0.05%		0.07%	0.10%	0.05%						0.10%			0.33%
社会福祉法人	0.05%	0.08%					0.03%	0.20%	0.02%	0.23%				0.12%			
その他の法人	0.01%	0.08%															
地方公共団体																	
その他	0.07%			0.14%	0.39%	0.02%		0.73%									0.17%
計	0.16%	0.40%	0.11%	0.08%	0.10%	0.03%	0.10%	0.12%	0.02%	0.03%	0.16%		0.18%	0.25%			0.26%

※上記は、指定取消等事業所数(平成15年12月末現在)を国保連へ介護給付費の請求があった事業所数(介護給付費実態調査月報-平成15年10月審査分-による)で除いたものである。

介護サービス事業所の主な取消等事由（15年12月分まで）

○ 主な取消事由を見てみると、架空請求や無資格者による不正請求の事例が最も多い。

◎訪問介護事業所の主な取消等事由（重複該当あり）

不正の内容	具体例	該当数
架空、時間や回数の水増しによるサービス提供		38
無資格者によるサービス提供	無資格者が有資格者の名義を借りサービスを提供	25
虚偽の指定申請	勤務予定のないヘルパーを申請書に記載して指定を受けた	18
人員基準違反	サービス提供責任者が不在など	16
同居家族に対するサービス提供	利用者とヘルパーが同居家族であり、同居家族であるヘルパーが他のヘルパーの名義を使い請求	14
対象外サービスの提供	移送中の時間をサービス提供時間として請求	12
利用者負担の免除	利用者が支払うべき1割相当額を徴収していなかった	6
3級ヘルパーによるサービス提供	作為的に減算適用せずに請求	1
ケアマネ事業所に対する金銭供与	事業所の利用を斡旋依頼し金品を供与した	1

◎居宅介護支援事業所の主な取消等事由（重複該当あり）

不正の内容	具体例	該当数
無資格者によるケアプラン作成	ケアマネの名義を使い無資格者がケアプランを作成	32
架空、不適切なケアプランの作成	ヘルパー事業所等の架空請求を補助するために架空のケアプランを作成していた	21
虚偽の指定申請	勤務予定のないケアマネの名前を借りて申請した	20
アセスメント、給付管理が未実施もしくは不適切	ヘルパー事業所等のサービス提供実績に基づき後付けで、ケアプラン・給付管理表を作成	11
人員基準違反	常勤のケアマネが不在など	10
要介護認定調査における無資格者の訪問調査	ケアマネでない者が訪問調査を実施していた	4
ヘルパー事業所からの金銭授受	ヘルパー事業所から紹介料的な金銭を受領した	1

◎その他のサービスの主な取消等事由

◇通所介護事業所

架空請求や減算規定未適用、不適切な加算(例:人員基準を満たさない状況にもかかわらず減額せずに介護報酬を請求)

◇福祉用具貸与事業所

人員基準・運営基準違反(例:福祉用具専門相談員が基準数配置されていない。代理店方式での運営)

◇介護療養型医療施設

虚偽の指定申請、減算規定未適用(例:医師が配置基準を下回っているにもかかわらず虚偽により指定申請。また減算せずに介護報酬を請求)

◇通所リハビリテーション事業所

架空請求や減算規定未適用(例:理学療法士等が基準数未配置配置や利用定員超過等の状況にもかかわらず減算せずに介護報酬を請求)

◇訪問看護事業所

人員基準違反(例:管理者や看護師が基準数配置されていない)

◇痴呆対応型共同生活介護事業所

運営基準違反(例:介護計画が作成されていない、利用者の立場に立った適切な介護サービスが提供されていない)

平成16年度における重点指導事項について

- 事業所に対する実地指導については、指定取消事例の傾向に対応した重点的な対応を行うとともに、痴呆性高齢者グループホームについては、16年度中に原則として管内全ての事業所に対して調査等を実施するよう、都道府県に対し、国としての方針を示している。

[平成16年度における重点指導事項等]

(平成16年1月21日(水) 全国厚生労働関係部局長会議資料より抜粋)

- 事業所に対する実地指導に当たっては、
- ① 介護報酬算定に関する告示を適切に理解した上、加算・減算等の基準に沿った介護報酬の請求であるか
 - ② 人員、設備及び運営に関する基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか
 - ③ 有資格者により行うべきサービスが無資格者により行われていないか
 - ④ 真にサービスを提供したことを明らかにした書類が整理されているか
 - ⑤ その他、利用者が支払うべき1割相当額の利用料を徴収しているか、事業運営の透明性が確保されているか、

などについて重点的にチェックする方向での取り組みをお願いしたい。

- また、一方、利用者の尊厳を損なうサービス提供が行われたこと等に起因指定取消となった痴呆性グループホームはこれまでで6事業所であるが、このようなサービス提供は外部の目が届きにくい環境でサービス提供が行われるため、虐待や利用者の尊厳を損なうようなサービス提供が行われている事例など極めて悪質なものも含まれている。・・・指定取消処分を受けた事例がたとえ少数であっても、急増している痴呆性グループホーム全体に与えるマイナスイメージは多大であることに鑑み、事業所が所在する保険者とも連携し、16年度中に原則として管内全ての痴呆性グループホームに対して、介護保険法第23条又は24条に基づきいずれかの調査等を実施するようお願いする。

国保連合会における介護給付適正化対策への支援

- 保険者等が実施する介護給付適正化対策への支援を行う観点から、国保連においては保有する給付実績データから給付適正化に活用できる情報を提供するシステムを本年2月より稼働させている。

《事業概要》

